

自己負担限度額（月額）、入院時の食事代

自己負担割合	所得区分	高額療養費の自己負担限度額		入院時食事代の標準負担額 (1食あたり)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
3割	現役並み所得者 (住民税課税所得が145万円以上の人)	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) ×1%	260円	
	一般 (現役並み所得者, 低所得者Ⅱ, 低所得者Ⅰ 以外の人)	12,000円	44,400円		
1割	低所得者Ⅱ (世帯の全員が住民税 非課税の人)	8,000円	24,600円	90日 までの入院	210円
	低所得者Ⅰ (世帯の全員が住民税 非課税で、その世帯の各所得 が必要経費・控除(年金 の所得は控除額を80万円と して計算)を差し引いた ときに0円となる人)	8,000円	15,000円	過去12ヶ月 で90日を 超える入院	160円
				100円	

注1) 低所得者Ⅰ・Ⅱの場合には、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

持参するもの：印かん、保険証、非課税証明書（他市区町村で申告した人）。

注2) 代理人申請の場合には、委任状及び代理人の方の本人であることを確認できる書類が必要です。